**（仮称）令和七年に開催される国際博覧会の準備及び開催時における**

**小型無人機等の飛行の禁止に関する条例案の概要について**

大阪・関西万博の円滑な準備・運営の確保を目的として、

・夢洲（周囲おおむね1,000ｍを含む）の上空における小型無人機等（ドローン等）の飛行を原則禁止

・万博会場においてドローン飛行等を行う場合には、原則、博覧会協会の同意が必要

・万博会場以外の施設所有者等が、万博会場外において自社業務でドローン飛行等を行う場合は、各施設所有者等が警察に届出（通報）

**■万博会場におけるドローン等の飛行禁止**

**【飛行禁止の対象施設】**

・**万博会場を含む夢洲**とする

**【対象施設周辺地域】**

・**夢洲の護岸からおおむね1,000ｍ**とする

※夢洲以外でも公安委員会から要請があれば、施設及びその周辺地域を指定

**【飛行禁止の期間】**

　・万博会場等において不特定多数の者の出入りの増加が想定される、**夢洲駅供用開始（令和７年１月下旬予定）から令和7年10月13日**の期間とする

**■飛行禁止の対象外**

**【飛行禁止の対象外】**

・**博覧会協会**

・**博覧会協会の同意を得た参加国や催事参加者、報道機関等**

**・各施設管理者、土地所有者**

**・国や自治体**

などは、警察署に届出（通報）したうえでドローン等を飛行させることができる

【**万博会場におけるドローン飛行等に関する手続き】**

①ドローン等を飛行させる者は、**博覧会協会に申請し、同意を得る**

②**博覧会協会は、**同意申請のあったドローン等の飛行日時や場所等を取りまとめ、**飛行の７日前までに警察署（公安委員会）に届出（通報）を行う**

※協会において、「（仮称）万博会場内におけるドローン利用に係る指針」を検討中

参加国や催事参加者等には上記手続きついて事前に説明する予定

※夢洲（万博会場以外）の施設所有者等が、万博会場外で飛行を行う場合は、それぞれが警察に届出（通報）

**■違反に対する措置**

・**警察官は届出**（通報）の無い飛行を行う者等に対し、夢洲周辺の上空からの**ドローン等の退去、その他の必要な措置をとることを命ずる**ことができる。

・警察官は**万博の円滑な運営等**のためやむを得ない限度において、**ドローン等の飛行妨害や機器の破損、その他の必要な措置**をとることができる。

・罰則:**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**（許可なく飛行した者、警察の命令に違反した者に適用）